

資料：【レイバーネットのホームページの記事】

<http://www.labOrnetjp.Org/news/2017/1221shasin>

「裁判所前の男」がまた不当逮捕！～勾留理由開示裁判はすさまじい弾圧法廷に

山口正紀（ジャーナリスト）

長編ドキュメンタリー映画「裁判所前の男」（2015年・ビデオプレス）の主人公 O さん（写真）が 12 月 7 日、東京地裁の法廷前廊下で「建造物不退去罪」で現行犯逮捕され、警視庁に勾留されている。その勾留理由の開示を求めた法廷が 21 日午前、東京地裁 430 号「警備法廷」（裁判官・三浦裕輔）で開かれた。同法廷は 20 席の小法廷だが、O さんの闘いを知る人たち 19 人が傍聴に駆けつけ、O さんを激励した（O さんは、取調べに対して名前も完全黙秘しているので、その意思を尊重してイニシャルで表記する）。

勾留状によると、O さんの「被疑事実」は概略、次のようなものだ。

《被疑者は、法廷内で録音機を使用する要注意人物としてあらかじめ把握されていたものであるが、12 月 7 日午前 10 時 18 分ごろ、東京地裁 618 号法廷前通路で、地裁総務課長補佐 A から退去するよう要求されたにも関わらず、通路にとどまり、10 時 38 分まで、退去しなかった》

この「被疑事実」では、O さんはその日、法廷内で録音機を使ったわけでも、それを現認され、注意されたわけでも、それに抵抗したわけでもない。〈裁判所が「要注意人物」と認定し、職員が退去を求めたのに退去しなかったのは「建造物不退去罪」に当たる〉という、むちゃくちゃな言いがかりだ。

それでも、東京地裁（裁判官・泉有美）は 12 月 10 日、O さんの勾留を認めた。この勾留理由の開示を求められた法廷で、三浦裁判官が述べたのは、「被疑事実」の復唱、それに続けて「被疑者には建造物不退去罪を疑うに足る相当の理由がある」「罪証隠滅・逃亡を疑うに足る相当の理由がある」という、何の理由にもならない短い説明だけだった。

これに対し、弁護人の長谷川直彦弁護士が勾留の不当性について、項目ごとに求釈明しようとする、三浦裁判官は「一括してやってください」と介入。

長谷川弁護士が「個別にやらせてください」と言った直後、傍聴席で「そうだ」と一言言っただけの女性に、三浦裁判官はいきなり退廷を命じた（この「警備法廷」と称する弾圧法廷のひどさは、後ほど別稿で紹介したい）。

長谷川弁護士はまず、「被疑事実」が「法廷で録音機を使う要注意人物」と断定した理由について、次のように質問した。

①法廷での録音を禁止した法令は何か ②禁止する根拠は何か ③被疑者は、いつ録音機を使用したのか ④それによって、実害は発生したのか ⑤要注意人物とは、どんな人物か ⑥被疑者を要注意人物と断定した理由は何か ⑦それを判断したのは、裁判所のどの部署か ⑧その部署のだれが判断したのか ⑨その根拠は何か ⑩そのことを被疑者に伝えたか——。

これに対し、三浦裁判官は「録音機を使用する要注意人物という退去要求の前提には、相当な理由が認められる」と言うだけ。弁護人が「それでは回答になっていない」と指摘しても、その後は「回答の必要は認められない」と、問答無用で切り捨てた。

その対応に、弁護人は「あなたは泉さんですか」と勾留状を出した裁判官の名を挙げて追及、「勾留の理由がわからないから、別の裁判官であるあなたに理由を開示してください、と言っているのに、何も理由を言わないのは、勾留理由開示という憲法上の権利侵害ではないか」と抗議した。

弁護人はさらに、①午前 10 時 18 分ごろ、618 号法廷は開廷中だったか ②被疑者は裁判の進行を妨害したか ③雨宮課長補佐が退去を求めた理由は何か ④何回要求したか——などと釈明を求めたが、三浦裁判官は「すでに述べた通り、一件記録から認められる。それ以上は回答しません」と突っぱねた。

また、弁護人が、①10 時 18 分から 38 分まで、どんなやりとりがあったのか ②その具体的内容はどんなものか ③38 分に不退去罪が成立したと判断した理由は何か——と聞いても、裁判官は「先ほど開示した通り」と言い続けた。

もう一人の弁護人・萩尾健太弁護士は、勾留を続ける理由として挙げられた①罪証隠滅の恐れ ②逃亡の恐れ——について、具体的な説明を求めた。これは初めての質問だったが、三浦裁判官は、これにも「先ほど説明した通り」で逃げた。

これに対し、萩尾弁護士は「人を拘束しておいて、そういう答え方はありますか」「あなたは憲法上認められた勾留理由開示の権利を理解しているのか」と迫ったが、三浦裁判官は、「それは、弁護人のご意見ですか。ではご意見として聞いておきます」で終わり。その後も、弁護人が何を聞いても、三浦裁判官は「回答しません」以外言わなかった。

この後、長谷川、萩尾弁護人が、それぞれ10分ずつ意見陳述した。長谷川弁護士は「きょうの勾留理由開示法廷は、ワースト5に入るひどい法廷だった。直ちに勾留を取り消すべきだ」と述べ、萩尾弁護士は「もし本件が起訴されたら、なぜ裁判所は録音機を禁止するのかを問う憲法訴訟になる。そこまで見越してやっているのか」と指摘（詳細は別稿で）。

最後に、Oさん本人が意見陳述。「最高裁長官は、わかりやすい司法、開かれた司法、と言っているが、これが開かれた司法か。お前たち裁判官は、最高裁長官の言葉など、くそくらえと思っているのか、どうなんだ」と裁判官の態度を批判し追及、「裁判所の犯罪」を追及した（詳細は別稿で）。三浦裁判官は、「おまえ」と呼ばれたためか、顔を真っ赤にして聞いていたが、陳述が10分を過ぎたところで「もうやめなさい」と命じ、それでも裁判所批判を続けるOさんに対しても、退廷命令を出した。

裁判所が「要注意人物」と認定した人、裁判所の気に入らない人には、裁判所構内にいることも許さない。退去しなければ逮捕し、勾留する。日本は、そういう暗黒社会になった。裁判所は、憲法が通用しない、無法地帯になってしまった。

最初に法廷にいた傍聴者19人は、閉廷の時点で11人に。自主的退廷者1人を除き、7人が警備員に抱えられ、法廷外に連れ出された。この暴力法廷を傍聴した私たちは、「三浦裕輔」という、「回答しません」しか言えないロボットの名を忘れないだろう。